

Baycom スマートホーム契約約款 株式会社ベイ・コミュニケーションズ

株式会社ベイ・コミュニケーションズ(以下「当社」という)は、当社が提供する機器及びConnected Design株式会社(以下「CDI」という)が管理・運営するアプリケーション(Taprica(タプリカ)) (以下「本アプリ」という)を用いて、契約者の居宅、施設内に設置する各種機器を、インターネット環境を経由し、遠隔操作して提供するセキュリティ、家電コントロール、スマートロック、見守り等のBaycom スマートホーム(以下「本サービス」という)を本約款に基づき提供するものとします。

第1章 総則

第1条(約款の適用)

当社別に定めるBaycom ケーブルインターネット契約約款(以下「NET約款」という)、Baycom光インターネット契約約款(以下「光NET約款」という)、Baycom LTE無線通信サービス契約約款(以下「LTE約款」という)並びにこのBaycom スマートホーム契約約款(以下「本約款」という)に基づきNET約款で定めるBaycom NET及びBaycom ZAQ、光NET約款で定めるBaycom光NET及びBaycom光ZAQ、LTE約款で定めるBaycom LTE(ホームタイプ)のオプションサービスとして本サービスを提供します。
本約款は、当社及びCDI(以下総称して「サービス提供者」という)が契約者に提供する本サービス及び本アプリ(以下「本サービスと本アプリを総称して「本サービス等」という)の内容及び本サービスの利用に関し契約者が遵守すべき事項を定めるものとします。
3. 契約者は、本サービス等の利用について、本約款及びCDIの提供する本アプリの規約(以下「本アプリ規約」という)に同意する必要があります。

第2条(用語の定義)

本約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と契約を締結している者
事業者	当社と法人契約を締結している者
サーバ	本サービス提供にあり、機能やデータを保有している機器
当社の通信設備	本サービスを提供する上で必要なサーバ等の通信機器
ソフトウェア	本サービスが当社の通信設備とデータ通信を行う等、本アプリを利用する上で通信機器に必要となるシステム
ゲートウェイ	本サービスの当社の通信設備とデータ通信を行う際に必要となる機器
ドア・窓センサー	扉や窓が開いたことを感知するセンサー
IPカメラ	WiFiを搭載したカメラ
モーションセンサー	赤外線(熱)を感知するセンサー
家電コントロール	赤外線リモコンで動作する家庭用エアコンと照明を操作する機器
スマートロック	遠隔操作、テンキーまたは非接触型ICメディアカードキーにより、電気的に施錠・解錠を可能にする機器
カードキー	スマートロックを施錠・解錠するための非接触型ICメディアカードキー
センサー等	本サービスを利用するためのドア・窓センサー、モーションセンサーの総称
iRemocon	株式会社グラムが提供する家電コントロールを操作する専用アプリケーション
関連端末	IPカメラ、家電コントロール、スマートロック、センサー等の機器の総称
機器一式	ゲートウェイおよび関連端末の総称
対象物件	契約者の指定した機器一式を設置する場所
インターネット回線	当社が提供するBaycom NET/ZAQ、Baycom光NET/光ZAQ、並びにBaycom LTE(ホームタイプ)のいずれか
設置環境	本サービスを利用するために必要なインターネット回線、通信機器、電源、電池、ソフトウェア等
契約者端末	契約者が所有または管理するスマートフォン、タブレット等
映像データ等	IPカメラから撮影した画像、映像データ等
料金等	本サービスに關し、契約者が当社に対し支払うべき別表に定める対価等
ID	本サービスを利用するための各種識別号
通知	特定の相手方へ情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第3条(約款の変更)

本約款の各条項は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとします。
2. 前項による本約款の変更に際しては、変更後の約款の内容と適用開始日を、店頭表示、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第4条(本サービスの内容)

本サービスは、対象物件に設置した機器一式を、インターネット回線を経由し、本アプリを利用して契約者端末から遠隔でコントロールできるホーム・コントロールおよびホーム・モニタリング型サービスです。

2. 本サービスの利用には、当社指定のゲートウェイの設置が必要となります。契約者は、ゲートウェイに加え、関連端末を単独または組み合わせて利用することで以下の遠隔操作を行うことができます。

(1)IPカメラを利用して、本アプリ上で指定した条件に基づき映像データ等の撮影および指定のあて先に映像データ等の送信を行うサービス

(2)センサー等を利用して、本アプリ上で指定した条件に基づき感知した情報を指定のあて先に送信を行うサービス
(3)家電コントロールを利用して、本アプリ上で指定した条件に基づき家庭用エアコンと照明の操作を行うサービス
(4)スマートロックを利用して、本アプリ上で指定した条件に基づき施錠や解錠の操作を行うサービス、スマートロックは、テンキーによる(スワード認証やカードキーによる認証)が可能です。
3. 本サービスは、当社指定の機器一式のみで利用できるものとします。なお、ゲートウェイのみの設置を行うことはできません。
4. 本サービスは、以下の条件で本サービスを提供します。
(1)ゲートウェイ1台に対し、家電コントロール1台の接続に限ります。
(2)家電コントロールと照明台1台に対して家庭用エアコン1台の操作に限ります。
(3)家電コントロールの設置設置時には、本アプリが動作するスマートフォンまたはタブレット等が必要となります。ただし、本アプリのうち当社サポート対象となるのは設置設定時に使用する「外部接続連携操作」機能のみとなります。
5. スマートロックは、以下の操作ができます。
(1)本アプリを利用した契約者端末での遠隔操作、テンキーまたはカードキーにより施錠や解錠ができます。
(2)オートロック機能により施錠ができます。

6. 本サービス等の利用の際に、当社または第三者が別途提示する個別規定またはその他の約款(以下「その他約款等」という)がある場合は、本約款に加えて当該その他約款等と同意し、それらに従うものとします。
7. 当社は、第2項で定める遠隔操作の内容を変更することができます。この場合、当社ホームページ上の掲載等、当社で定める方法により告知します。

第5章 契約

第25条(契約の単位と有効期間)

契約の締結は、インターネット回線の契約名義ごとに行います。

2. 契約の有効期間は、契約成立日から1年間とします。ただし、契約の有効期間満了の10日前までに当社、契約者いずれからも当社所定の方法により何等の意思表示も示ない場合には、引き続き1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第6条(契約の申込み)

契約の申込みをするときは、本約款を承諾の上、当社所定の加入申込書に次の事項を記載して当社に提出するものとします。

(1)インターネット回線の契約名義または担当および代表者
(2)インターネット回線の設置住所
(3)利用を希望する関連端末およびその台数
(4)その他必要事項

第7条(申込みの承諾)

当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの申込みを承諾しないことがあります。
(1) 契約者が本約款に違反するおそれがある場合
(2) 申込み内容に虚偽の記載があった場合
(3) 本サービスの提供が著しく困難である場合
(4) 契約者である個人が未成年者であり、親権者の同意が得られない場合
(5) その他、契約締結が不適当である場合
2. 前項の規定により、当社が本サービスの申込みを承諾しなかった場合は、当社は契約者に対し、当社で定める方法によりその旨を通知します。

第8条(契約の成立とサービス開始日)

契約は、本サービスの申込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。
2. 前項に規定する申込みが当社が承諾した日を、原則として当該契約成立日とします。

3. 契約の成立後、初めて機器一式が設置された日を、本サービスの開始日と定めます。また、特定の関連端末が追加されたときは、当該関連端末が設置された日を、当該関連端末のサービス開始日と定めます。

第9条(本サービス提供の条件)

インターネット回線の契約が必要です。
2. 契約者は、自己の責任と負担において、設置環境を準備するものとします。
3. 契約者と本サービスを利用する者がある場合は、契約者は本サービスを利用する者に必要な情報を提供するものとします。
4. 契約者は、契約の全責任を負うものとします。

5. 対象物件通信環境や利用環境により、当社の通信設備と接続が可能な関連端末の台数が異なることを、契約者は承諾します。
6. 契約者は契約者端末の性能、通信環境等により本サービスへのレスポンスが変化する場合があることを予め承諾するものとします。

7. 契約者の環境により機器一式の設置ができない場合、本サービス等を利用できません。
8. 契約者は、当社が提供する取扱説明書、操作マニュアル等に従い本サービス等を利用するものとします。

第10条(本アプリの提供と管理)

契約者は、映像データ等の閲覧その他、本サービスの利用にあたり、本アプリをダウンロードおよびインストールする必要があり、この媒体または、契約者端末を要するものとします。なお、当該契約者端末は、当社指定の推奨環境下でのみ利用できるものとします。
2. 本アプリは、インターネットに常時接続された環境下で利用するものとします。

3. 契約者は、当社が提供した本アプリその他のソフトウェアを善良なる管理者としての注意をもって適正に管理する責任を負い、第三者へ貸与、譲渡、売買等してはならないものとします。

4. 契約者による仕稼、性能や通信環境等に起因し、本アプリが使用できないことにより契約者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負いません。

第9章 契約事項の変更

第11条(加入申込書記載事項の変更)

契約者は、加入申込書に記載した住所、電話番号等の変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出するものとします。

2. 契約者は、特定の関連端末の追加を請求することができます。この場合、契約者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。

3. マーケットプレイスを利用している契約者は、カードキーの追加購入を請求することができます。この場合、契約者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。

4. 契約者は、契約者が関連端末を複数台利用している場合、毎月末日付にて、特定の関連端末のみ解除を請求することができます。この場合、契約者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。

5. 当社は、第7条(申込みの承諾)の規定に準じ、本条第1項から第4項の請求を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該契約者に対し、当社で定める方法によりその旨を通知します。

6. 本条に規定する請求を当社が承諾する場合は、提出された書類に記載された契約変更希望日を、原則として当該契約変更日とします。ただし、第1項の規定による変更の場合は、原則として提出された書類が当社が受領した日を当該契約変更日として取り扱うものとします。
7. 当社が特に認める場合に限る、契約者は、本条に規定する書類の提出に代え、当社で定める方法で当該変更の請求ができます。この場合においては、別途定める日を当該契約変更日として取り扱うものとします。

第12条(名義変更)

契約者は、契約名義を変更することはできません。ただし、インターネット回線の契約名義を変更する場合はこの限りではありません。

第13条(権利譲渡の禁止)

契約者は、第12条(名義変更)の場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、買入れ、または貸与することができません。

第14条(設置場所の変更)

契約者は、機器一式の設置場所の変更を請求することができます。機器一式の設置場所を変更する場合、契約者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、当該変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。

2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の請求を承諾しないことがあります。この場合、当社は、当該契約者に対し、当社で定める方法によりその旨を通知します。
(1) 変更を希望する対象物件の所有権が承諾が得られない場合
(2) 当該変更により、本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合
3. 契約者は、機器一式の設置場所の変更に伴う作業を行えないものとします。

第4章 サービス提供の停止等

第15条(当社が行う本サービス等提供の停止)

当社は、契約者の次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービス等の全部または一部の提供を停止することができます。
(1) 第22条(契約者の支払い義務)に規定する本サービス等の料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠るおそれがある場合
(2) 当該変更により、本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合
3. 契約者は、機器一式の設置場所の変更に伴う作業を行えないものとします。

第4章 サービス提供の停止等
第15条(当社が行う本サービス等提供の停止)
当社は、契約者の次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービス等の全部または一部の提供を停止することができます。
(1) 第22条(契約者の支払い義務)に規定する本サービス等の料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠るおそれがある場合
(2) 当該変更により、本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合
(3) 第16条(当社が行う本サービス等提供の制限)第1項第2号の規定により、当社が本サービス等を制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合
(4) 第20条(IDおよびパスワードの管理)第2項、第31条(契約者の維持責任)第1項、第36条(著作権等)、第38条(機密保持)第1項、第40条(禁止事項)、および第41条(契約者の義務)の規定に違反した場合
(5) 第20条(IDおよびパスワードの管理)第3項の規定による場合
(6) 第39条(情報の削除等)第1項第1号から第3号の要求を受けた契約者が、当社が指定する期間内に当該要求に応じない場合
(7) その他、当社が本サービス等の提供を不適当と判断した場合
2. 当社は前項の規定により、本サービス等の提供を停止するときは、当該契約者に対しその理由および停止期間を当社で定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第16条(当社が行う本サービス等提供の制限)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービス等の提供を制限することができます。
(1) 天災・地変その他の非常事態に発生したとき、通信機器の喪失により、通信機器が著しく破損し、通信の一部または全部を接続することができなくなったとき
(2) 契約者が、当社の通信設備に重大な負荷を生じさせる行為を行ったとき
2. 当社は、前項第1号により本サービス等の提供を制限するときは、契約者に対しその理由および制限期間を、当社で定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社は、第1項第2号により本サービス等の提供を制限するときは、契約者に対しその理由および制限期間を、当社で定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第17条(当社が行う本サービス等提供の中止)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービス等の全部または一部の提供を中止することができます。
(1) 当社の通信設備の保守上または工上やむを得ない場合

(2) 当社の通信設備に障害が発生した場合
(3) 第16条(当社が行う本サービス等提供の制限)第1項第1号の規定により、当社が本サービス等を制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合
(4) その他、その事由により、本サービス等の提供が困難であると当社が判断した場合
2. 当社は、前項の規定により本サービス等の提供を中止するときは、可能な限り事前に、その理由、実施期間を、当社で定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第5章 契約の解除等

第18条(契約者が行う契約の解約)

契約者は、第5条(契約の単位と有効期間)第2項の規定にかかわらず、毎月末日付にて、契約を解除することができます。この場合、当該契約者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の10日前までに当社に提出するものとします。

2. 前項に規定する書類を当社が受領した場合は、書類に記載された希望日を、当該契約約款日として取り扱います。また、当該契約約款日を本サービスの終了日と定めます。

第19条(当社が行う契約の解除)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条(契約の単位と有効期間)第2項の規定にかかわらず、契約を解除することができます。
(1) 第15条(当社が行う本サービス提供の停止)第1項の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、当該停止期間内にその原因となった事由を解消しない場合

(2) 第9条(本サービス提供の条件)に定める設置環境が整っておらず、当社が本サービスの提供が困難と判断した場合
(3) その他当社、契約者いずれの理由にも解するごとのでない事由により、本サービスの提供が困難な場合
2. 当社は、契約者が第15条(当社が提供する本サービス提供の停止)第1項各号のいずれかに該当する場合で、その原因と当社所定の方法により何等の意思表示も示ない場合には、引き続き1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

3. 当社は、前項第1号により本サービス等の提供を制限するときは、契約者に対しその理由および制限期間を、当社で定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4. 第1項および第2項の規定により契約が解除されたときは、契約が解除された日をもって本サービスの終了日と定めます。

第6章 IDおよびパスワード

第20条(IDおよびパスワードの管理)

当社は、契約の成立に伴い、契約者にIDを付与します。契約者は、パスワードを自ら設定、変更し、当社に対し、当社で定める方法によりその旨を通知するものとします。

2. 契約者は、IDおよびパスワードの管理、使用において全々の責任を持つものとします。

3. 契約者は、IDおよびパスワードの喪失、盗難が判明した場合には、速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には、当社は当該IDによる本サービスの提供を停止します。ただし、第三者の不正使用により契約者が損害を被る場合でも、当社は一切の責任を負いません。

4. 契約者の第18条(契約者が行う契約の解約)の規定により契約を解除する場合は、第19条(当社が行う契約の解除)の規定により、契約が当社により解除された場合、本サービス終了日以後、当該契約者はIDとパスワードを利用する権利を失うものとします。

第7章 料金等

第21条(料金の適用)

料金等は、別表1に定めるとおりとします。

2. 契約者は、別表記載の金額を支払うものとします。

3. 当社は、料金等を改定することができます。この場合、当社は改定の1ヶ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社で定める方法によりその旨を告知します。

第22条(契約者の支払い義務)

契約者は、その契約内容に準じ、第21条(料金の適用)で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。なお、第11条(加入申込書記載事項の変更)の規定により契約者の契約内容が変更されたときは、契約者による変更後の契約内容に準じ、第21条(料金の適用)で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。

2. 料金等のうち、月額利用料、販売価格および契約事務手数料の支払い義務は、第8条(契約の成立と本サービス開始日)第3項に規定する本サービス開始日の翌月から発生するものとします。

3. 料金等のうち、工事費用の支払い義務は、第26条(機器一式の設置および費用負担)、第27条(機器一式の移設および費用負担)または第28条(機器一式の撤去および費用負担)に規定する機器一式の設置、移設、あるいは撤去が完了した日以後に発生するものとします。

4. 第15条(当社が行う本サービス提供の停止)、第16条(当社が行う本サービス提供の制限)および第17条(当社が行う本サービス提供の中止)の規定により、本サービスの提供が停止、制限および中止された場合における当該期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。ただし、契約者の責に帰すべき事由により、本サービスが全く利用出来ないう状態が生じた、かつ当社がこれを知ったときから起算して当月の連続10日以上この状態が継続したときは、対象となる契約者に対し当該月の料金等の支払い義務を免するものとします。

第23条(料金等の請求時期および支払期限等)

当社は、契約成立後、支払期限を定めて契約者に料金等を請求します。

2. 前項の規定により料金等の請求を受けた契約者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により、当該料金等を支払うものとします。

第24条(契約終了時に伴う料金等の精算方法)
当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第19条(当社が行う契約の解除)第1項、第2項の規定により、月の途中で契約が解除されたときは、料金等は第18条(契約者が行う契約の解約)第2項および第19条(当社が行う契約の解除)第4項に定める本サービス終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

第25条(遅延損害金)

契約者は、料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年14.5%の遅延損害金を当社に支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第26条(機器一式の設置および費用負担)

機器一式の設置工事とは当社が行うものとし、契約者は、機器一式の設置工事に要する別表4に定める工事費用を負担するものとします。なお、電池を除く当該工事の保証期間は工事完了した日より1年間とします。

2. 契約者は、契約者の各種変更の希望により設置工事を要する場合には、別表4に定める工事費用を負担するものとします。

第27条(機器一式の移設および費用負担)

当社が行う第14条(設置場所の変更)第1項の規定に基づく設置場所の変更の請求を承諾したときは、当社にあり機器一式を移設します。この場合、契約者は、当該移設に要する別表4に定める工事費用を負担するものとします。

2. 移設に伴い、対象物件の復旧を要する場合、契約者はその復旧費用を負担するものとします。

第28条(機器一式の撤去および費用負担)

第18条(契約者が行う契約の解約)第1項および第19条(当社が行う契約の解除)第1項、第2項の規定により契約が終了したときは、当社により機器一式を撤去します。この場合、契約者は、当該撤去に要する別表4に定める工事費用を負担するものとします。

2. 撤去に伴い、対象物件の復旧を要する場合、契約者はその復旧費用を負担するものとします。

第29条(設置場所の無償使用)

機器一式を設置するにあたっては、必要最小限において、対象物件を無償で使用できるものとします。

2. 契約者は、契約の締結について、地主、家主、その他、利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第30条(便宜の供与)

契約者は、第12条(名義変更)の場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、買入れ、または貸与することができません。

2. 前項の調査の結果、異常、故障が契約者の責に帰すべき事由によるものであった場合、その調査または修理に要した費用は契約者が負担するものとします。

第31条(契約者の維持責任)

契約者は、機器一式を善良なる管理者の注意をもって取り扱い、本約款に適合するよう利用するものとします。また、本サービスを維持するために必要な設置環境について契約者の責任において管理するものとします。

2. 契約者の故意または過失により機器一式に故障が生じた場合は、契約者はその修復に要する費用を負担するものとします。

第32条(故障)

本サービスに異常が生じた場合、契約者は機器一式に異常がないことを確認の上、当社に通知するものとします。この場合、当社が当社に指定する業者は、速やかに当社の通信設備を調査し、適切な措置を講じます。

2. 前項の調査の結果、異常、故障が契約者の責に帰すべき事由によるものであった場合、その調査または修理に要した費用は契約者が負担するものとします。

第33条(ゲートウェイ)

契約者は、別表1に定める基本利用料を支払うことで貸与を受けることができます。

2. 前項より、契約者が当社より貸与を受けるゲートウェイに故障が生じた場合、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。ただし、契約者がゲートウェイを本来の用法に従って使用しなかった場合、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を行った場合は、この限りではありません。また、当社が認める場合を除き、契約者がゲートウェイの交換を請求できません。

3. 第1項に於いて、ゲートウェイの貸与を受ける契約者は、第18条(契約者が行う契約の解約)第2項および第19条(当社が行う契約の解除)第4項に定める終了日にかつてゲートウェイを返還するものとします。なお、契約者が故意または過失によりゲートウェイを破損もしくは紛失し、または返還しない場合、契約者は、別表5に定める機器損害金を当社に支払うものとします。

4. 契約者は、当社が必要に応じてゲートウェイの(レジューンアップ作業の実施)に同意するものとします。

5. 契約者は、当社が提供するゲートウェイ以外のゲートウェイを使用して本サービスを利用することはできません。

第34条(関連端末)

契約者は、別表1に定める関連端末の月額利用料を支払うことで貸与を受けることができます。

2. 前項より、当社より貸与を受ける関連端末に故障が生じた場合、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。ただし、契約者が関連端末を本来の用途に従って使用しなかった場合、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を行った場合は、この限りではありません。また、当社が認める場合を除き、契約者は、関連端末の交換を請求できません。

3. 第1項より、当社より関連端末の貸与を受ける契約者は、第18条(契約者が行う契約の解約)第2項および第19条(当社が行う契約の解除)第4項に定める終了日、ならびに第11条(加入申込書記載事項の変更)第6項に規定する当該契約変更日より、当社に関連端末を返還するものとします。なお、契約者が故意または過失により関連端末を破損もしくは紛失し、または返還しない場合、契約者は、別表5に定める機器損害金を当社に支払うものとします。

4. 契約者は、当社が必要に応じて行う関連端末の(レジューンアップ作業の実施)に同意するものとします。

5. 第11条(加入申込書記載事項の変更)第3項の規定によりカードキーを追加購入した場合、第22条(契約者の支払い義務)第1項に定める料金等の支払いが完了したとき、カードキーの所有権は当社より契約者に移転するものとします。

6. 第1項により、当社より関連端末の貸与を受ける契約者が特定の関連端末の解除を行う場合、第11条(加入申込書記載事項の変更)または第18条(契約者が行う契約の解約)に規定する当社への申告をせず、契約者自身で関連端末の取り消しを行った場合は、料金の支払い義務は継続して発生するものとします。

7. 契約者は、当社が貸与する関連端末以外の関連端末を使用して本サービスを利用することはできません。

第9章 雑則

第35条(個人情報)

本約款に定めるほか、サービス提供者は、個人情報の取り扱いに関してそれぞれの定める個人情報保護方針(又はプライバシーポリシー)に従って取り扱うものとします。

2. サービス提供者は、本サービスの利用のために当社が提供する機器一式の設置より自動的に収集する情報、契約者による本サービス等を利用した際にサービス提供者が契約者から収集した個人情報、ログ情報等(以下「データ等」という)を以下の目的のために使用することができるものとし、契約者はこれに同意するものとします。

(1)本サービスの提供
(2)本サービスのカスタマーサポート、アフターサービス、メンテナンス
(3)本サービス及びサービス提供者の製品改良
(4)サービス提供者のサービスについて満足度調査
(5)IoTデータ活用
3. サービス提供者は、データ等を、前項の目的のために必要とできない形態において第三者に提供する場合があります。
4. サービス提供者は、サービス提供者の一部を第三者に業務委託する場合は、2項規定のデータ等を委託する業務を遂行するために必要な範囲で第三者に提供し、契約者に対し同意するものとします。

5. 本条に定めるほか、本アプリの利用に際して取得したデータ等の取り扱いについてはCDIの定める本アプリ規約及びアプリケーション プライバシーポリシーに従い取り扱うものとします。

(1)本アプリ(に有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は第三者が受信可能な状態に置く行為)
(1)本アプリ(又は本サイトに過度な負荷をかける行為)
(2)本サービス等により提供される情報について、その全部又は一部を問わず、本サービスの目的以外に使用する行為
(3)本サービス等の内容調査、分析、解析、情報取得その他本サービスの本来の利用目的以外の目的に利用する行為
(4)本サービスを第三者が利用できるようにする行為、またはそのおそれのある行為。ただし利用開始日より事前に、契約者から当社に対して申し出があり、当社がその申し出を特に認める場合はこの限りではない
(5)本サービスを利用して営利目的の活動をする行為、またはしようとする行為
(6)IDおよびパスワードを不正使用する行為
(7)第三者にのみならず、本サービスを利用する行為
(8)当社(当社の子会社及び関係会社を含む)以下本案において同じ)、CDI、その他第三者の財産、信用、名譽、プライバシーを侵害する行為
(9)公序良俗に違反し、または当社及び第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為
(20)法令に違反し、またはそのおそれのある行為
(21)その他、本サービスの運営を妨げる等、当社が不適当と判断する行為

第41条(契約者の義務)

別表(本表に記載する金額は特に記載のある場合を除き税込です。)

1. 月額利用料

名称	月額利用料
基本利用料(ゲートウェイ1台を含む)	2,541円/契約
ドア・窓センサー	220円/台
IPカメラ	561円/台
モーションセンサー	220円/台
家電コントローラー(*1)	781円/台
スマートロック(*2)	781円/台

(*1) ゲートウェイ1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。

(*2) スマートロック1台に対してカードキー3枚が付属します。

2. 販売価格

・カードキー販売価格(再発行/追加)

名称	価格
カードキー(再発行/追加)	1,100円/枚

・交換用電池販売価格

名称	電池種類	メーカー	価格
ドア・窓センサー	コイン型リチウム電池CR2450×1個	Panasonic	330円/個
モーションセンサー	3VリチウムバッテリーCR123Aタイプ×2個	Panasonic	660円/個
スマートロック	EVOLTA 単三形アルカリ乾電池×4本	Panasonic	143円/本

3. 契約事務手数料

名称	価格
初期登録料	5,500円

4. 工事費用

名称	価格
標準工事費	16,500円
機器一式追加設置/交換(電池交換含む)/移設/撤去	5,500円
スマートロック設置工事/交換/移設/撤去	別途お見積もり

5. 機器損害金(課税対象外)

名称	金額
ゲートウェイ	15,000円/台
ドア・窓センサー	4,000円/台
IPカメラ	15,000円/台
モーションセンサー	6,000円/台
家電コントローラー	16,000円/台
スマートロック	30,000円/台